

林野火災注意報



林野火災警報について

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災を受けて、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用が始まりました。

	林野火災注意報	林野火災警報
発令基準	林野火災の <u>予防上注意が必要な気象状況</u> となった場合	林野火災の <u>予防上危険な気象状況</u> となった場合
発令されると	指定区域での火の使用制限に <u>従うよう努めなければなりません。</u>	指定区域での火の使用制限に <u>従わなければなりません。</u>
	罰則のない努力義務	罰則のある義務
火の使用制限内容	①山林、原野等において火入れをしないこと。 ②煙火を消費しないこと。 ③屋外において火遊び又はたき火をしないこと。 ④屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。 ⑤山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。 ⑥残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。	

発令基準・指定区域の
確認はこちら
松江市消防本部予防課 HP



【市民の皆さんへのお知らせ方法】

林野火災注意報・警報が発令された場合は、松江市消防本部のホームページに掲載するほか、消防車による巡回、広報災害市民案内(マープルTV)、屋内告知端末、防災メール、公式 SNS 等でお知らせします。

【施行日】 令和8年1月1日

